

北陸新幹線福井・敦賀開業PRツール貸出要領

1 目的

この要領は、北陸新幹線の開業効果の最大化、持続化を図るため、県が所有するPRツールの貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出物品

貸出しを行うPRツールは、「R6 貸出用PRツール一覧」のとおりとする。

3 貸出機関

PRツールの貸出しは、県新幹線開業課若しくは県新幹線開業課が委託する業者（以下「県新幹線開業課」という。）が行う。

4 貸出対象者

- (1) 県、県内市町及び県内企業・団体
- (2) その他、県が適当と認める者

5 申請

PRツールの借用を希望する者（以下「借用者」という。）は、「北陸新幹線福井・敦賀開業PRツール『01_R6 貸出依頼書（様式1）』」を県新幹線開業課に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は使用希望日の2週間前までに提出しなければならないものとする。

6 貸出承認の範囲

県新幹線開業課は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、PRツールの貸出しを承認するものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

- (1) 貸出場所において、PRツールの汚損又は破損が予見される場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあると認められる場合
- (3) 県の信用または品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれのあると認められる場合
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (9) 個人的なイベント（結婚式や還暦のお祝いなど）の場合
- (10) その他、県が不適當と認めた場合。

7 貸出および返却方法

- (1) イベント会場におけるPRツールの設営・撤去は原則借業者が行う
- (2) イベント当日のPRツールの運営・管理は借業者が行わなければならない。
- (3) 借業者は、貸出依頼書提出後、借用の見込みがなくなった場合には、速やかに県新幹線開業課に申し出るものとする。
- (4) イベント終了後1週間内に、「北陸新幹線福井・敦賀開業PRツール『R6使用報告書(様式2)』」を県新幹線開業課に提出すること。なお提出された報告書の内容及び写真は、ホームページ等へ掲載することがある。

8 貸出期間

原則として1週間以内とする。1週間を超える借用を希望の場合は要相談とする。

9 貸出料金

無料

10 注意義務

借業者がPRツールを使用する場合には、善良な管理の注意をもって適正に扱うものとする。

11 損害賠償

- (1) 借業者がPRツールを滅失し、または損傷、汚染その他の損害を与えた場合には、現物または修繕やクリーニング等にかかる費用を負担しなければならない。
- (2) 借業者がPRツールに起因することで第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。

12 留意事項その他

- (1) 借業者は、PRツールを第三者に転貸してはならない。
- (2) 県新幹線開業課は、PRツールがこの要領又は承認内容に反して使用されたとき又は使用されるおそれがあるときは、当該使用を禁止し貸出しを取り消すことができるものとする。
- (3) その他、この要領に定めのない事項は県新幹線開業課が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。